

(愛媛県高等学校PTA連合会推薦)  
一般財団法人 愛媛県教育振興会

# 学生総合補償制度ご加入のご案内

(団体総合生活保険)

お子様のご入学・ご進級おめでとうございます。大切なお子様のご入学・ご進級、心よりお慶び申し上げます。さて、今回、愛媛県教育振興会がご案内する「学生総合補償制度(団体総合生活保険)」は、学校内外での日常生活を取り巻く様々な危険から、お子様をお守りする制度です。

近年、通学中の自転車事故の多発や高額賠償の事例が発生するなど、自転車事故が大きな社会問題となっています。また、授業や部活動中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、保護者の皆様におかれましては、日頃からご心配が絶えないことと存じます。

このため、愛媛県教育振興会では、自転車事故によるお子様のケガはもちろん、部活動や日常生活で発生したケガや病気、また、様々なトラブルや賠償事故等からお子様を守るために、7つのタイプの「学生総合補償制度」をご用意しました。

さらに、今年度から保護者の方が万一の場合に、毎月定額の保険金をお支払いする「教育継続支援特約」を新設するとともに、近年の猛烈な暑さに備え、自転車プランの中に「熱中症危険補償特約」が選択できる充実プラン(ABタイプ)を新設しました。また、お子様に購入したタブレットの破損(学校管理下のみ)に対応したプランを拡充しました。

これを機会に、お子様の輝かしい未来のため、それぞれの活動スタイルに合った保険をお選びいただき、是非ご加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

団体割引適用により  
割安な保険料

3年間で **6,000円**から!

ひと月当たり約167円から(AAタイプ・3年間プラン)

**NEW!!**

教育継続支援特約

万一の場合、毎月定額の保険金を補償  
(C・S・SS・SSSタイプご加入のみ)

自転車プランでも、熱中症危険補償が  
選択可能となりました。(ABタイプご加入のみ)

個人賠償責任〈家族型〉は

国内無制限!  
24時間補償

示談交渉サービス付

(国内のみ)

授業や学校内外を  
問わず補償

部活動中も!\*

(AB・B・C・S・SS・SSSタイプご加入のみ)

※(個人賠償責任補償は原則対象外)

愛媛県  
自転車条例対応

自転車保険への  
加入義務化!

熱中症・細菌性食中毒 (AB・B・C・S・SS・SSSタイプご加入のみ)

特定感染症・購入したタブレットの破損に対応! (B・C・S・SS・SSSタイプご加入のみ)

学校貸与のタブレットの破損に対応! (全タイプお支払い対象)

さらに!!

インターネット(スマートフォン・タブレット・PC)で簡単にお申し込み可能!!

(B・C・S・SS・SSSタイプ(3年間プラン)ご加入のみ)

申込締切日			保険期間	
第1次 締切	払込票 申込み	2025年 3月31日(月)	3年間プラン	2025年4月1日午前0時～2028年4月1日午後4時
			2年間プラン	2025年4月1日午前0時～2027年4月1日午後4時
	1年間プラン		2025年4月1日午前0時～2026年4月1日午後4時	
	インターネット申込み		3年間プラン	2025年4月1日午前0時～2028年4月1日午後4時
第2次 締切	払込票 申込み	2025年 4月21日(月)	3年間プラン	振込日翌日午前0時～2028年4月1日午後4時
			2年間プラン	振込日翌日午前0時～2027年4月1日午後4時
	1年間プラン		振込日翌日午前0時～2026年4月1日午後4時	
	インターネット申込み		3年間プラン	2025年5月1日午前0時～2028年4月1日午後4時

※ 第2次締切以降も、随時申込み可能としますが、インターネットでのお申し込みは4月30日(水)までとします。5月1日(木)以降は、払込取扱票のみのお申込みとなります。

4月1日(火)～4月30日(水)の間にインターネットでお申込みの場合は、翌月の5月1日(木)から補償開始となります。お手続き日の翌日から補償開始を希望される場合は、必ず払込取扱票によりお申込みください。

ご存知ですか？

# お子さまを取り巻くリスク。

急増する自転車事故！  
万が一加害者になってしまった場合に備えて、高額な賠償責任への備えが必要です。

## 保険金お支払いの一例

下記は例であり、実際に発生したものではありません。実際のお支払いは、タイプ毎の保険金額を上限とします。

### 個人賠償責任補償〈家族型〉(国内示談交渉サービス付) 全タイプお支払い対象

ペットが通行人に噛み付いてケガをさせた。

**10万円**



自転車を運転中に通行人と衝突、長期入院後死亡。

**約9,000万円**



### 傷害補償

AAタイプは自転車事故に限定、AAタイプ以外は全てお支払い対象

#### 授業中

跳び箱で腕から転落し骨折、通院。



**54,000円**

#### 部活動中

テニス中に転倒し鎖骨を骨折、入院



**37,000円**

#### 交通事故

自転車でトラックと衝突、全身打撲で入院・通院。



**457,500円**

#### 日常生活

階段から転倒し足を骨折し、入院・通院。



**100,000円**

### 受託品に関する賠償責任 全タイプお支払い対象

他人から預かった物を誤って壊した場合の補償  
自宅で学校貸与のタブレットを誤って壊してしまった



**26,000円**

### 学校管理下動産補償 AA・ABタイプ以外お支払い対象

身の回り品に、損害が生じた場合の補償  
※購入したタブレット(Wi-Fiモデルのみ)も補償  
※授業・登下校など学校管理下のみ補償



**NEW!!** 今年度から、眼鏡も補償対象となりました。

### NEW!! 教育継続支援 AA・AB・Bタイプ以外お支払い対象

扶養者が5疾病により入院や在宅療養が必要となる。



月額 **1万円・2万円** [タイプにより] タイプにより

### 育英費用 AA・AB・Bタイプ以外お支払い対象

扶養者が交通事故で死亡する。扶養者がケガにより重度後遺障害となる。



**100万円・151万円・210万円** [タイプにより] タイプにより

### 病気補償

S・SS・SSSタイプのみお支払い対象

急性気管支炎で入院。

**21,000円**



真珠腫性中耳炎で入院・手術。

**96,000円**



### トラブル対策費用補償特約

いじめ 嫌がらせ 身体障害 財物の損壊  
痴漢 ストーカー行為などによる



転校費用 カウンセリング費用  
防犯費用 **最大 20万円** 補償



### 弁護士費用等補償特約

いじめ等の対人トラブルに関する  
弁護士費用 法律相談費用



**最大 300万円** 補償



セットでのご加入となります。これにより、いじめ等の被害に遭われた際に、「カウンセリング等の初期対策費用から、損害賠償請求等の弁護士費用まで」、トラブル解決に要する様々な費用を包括的にカバーすることが可能となります。(SS・SSSタイプご加入のみ)

# 補償金額(保険金額)と保険料(一時払)

【保険期間：3年間、2年間、1年間、団体割引：15%、職種級別\*1：A】

(令和7年度)

タイプ		総合補償プラン					NEW!! 自転車プラン		
		傷害・病気補償(安心)プラン			傷害補償(部活動)プラン		充実プラン	限定プラン	
		ケガだけでなく、病気の入院も補償対象となります。			部活動や授業中のケガも補償対象となります。		自転車プランの補償を更に充実(熱中症補償等)しました。	ケガの補償は自転車事故のみです。	
お勧めプランです!!		SSSタイプ ケガ+病気	SSタイプ ケガ+病気	Sタイプ ケガ+病気	Cタイプ ケガ	Bタイプ ケガ	ABタイプ*6	AAタイプ*5	
個人賠償責任補償*2 (家族型) (国内示談交渉サービス付)		国内:無制限 国外:1億円 (記録情報限度額500万円)	国内:無制限 国外:1億円 (記録情報限度額500万円)	国内:無制限 国外:1億円 (記録情報限度額500万円)	国内:無制限 国外:1億円 (記録情報限度額500万円)	国内:無制限 国外:1億円 (記録情報限度額500万円)	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	508万円	162万円	150万円	148万円	36万円	日常の事故 50万円 自転車事故 171万円	115万円	
	入院保険金日額	5,200円	4,500円	4,300円	4,200円	3,400円	日常の事故 1,000円 自転車事故 6,000円	5,000円	
	手術保険金額*3	入院中 10倍 入院中以外 5倍			入院中 10倍 入院中以外 5倍		入院中 10倍 入院中以外 5倍 (日常の事故のみ)		
病気補償	通院保険金日額	3,400円	2,700円	2,400円	2,300円	2,000円	日常の事故 500円 自転車事故 5,000円	3,500円	
	入院医療保険金日額	4,500円	3,200円	2,500円					
	手術保険金額*4	入院中・放射線治療 10倍 入院中以外 5倍							
入院療養一時金額		20万円	10万円	10万円					
育英費用保険金額(一時金)		210万円	151万円	100万円	100万円				
教育継続支援金月額 〔てん補期間:3年 免責期間:60日〕		2万円	2万円	1万円	1万円				
特約	NEW!! トラブル対策費用補償*7(本人型)	20万円	20万円						
	弁護士費用等補償 (人格権侵害等)*7(本人型)	300万円	300万円						
	熱中症危険補償	○	○	○	○	○	○ (日常の事故のみ)		
	細菌性食中毒等補償	○	○	○	○	○	○ (日常の事故のみ)		
	特定感染症危険補償	○	○	○	○	○			
	天災危険補償	○	○	○	○	○			
	学校管理下動産補償 (免責金額(自己負担額)3,000円)	20万円	10万円	10万円	10万円	10万円			
	購入したタブレット(Wi-Fiモデルのみ)の破損に対応!!*8								
被害事故補償	1,000万円	1,000万円							
死亡見舞金 (葬祭費用)	50万円	30万円							
掛金(一時払)	3年間プラン*	68,000円	48,000円	38,000円	33,000円	23,000円	12,000円	6,000円	
	インターネットでお申込み可能(4月30日まで)								
	2年間プラン*	47,720円	33,670円	26,680円	23,170円	16,190円	8,510円	4,310円	
1年間プラン*	27,400円	19,380円	15,370円	13,370円	9,370円	4,980円	2,580円		

※ 4月30日(水)以降に、払込取扱票を利用してお申込みをされる場合は、保険料が記載された金額と異なりますので、必ず7ページの< お問い合わせ先 089-941-2740 >までご連絡ください。

- \*1 上記AB・B・C・S・SS・SSSタイプの保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6職種※のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなりご加入頂く事ができません。お問い合わせ先までご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)
- ※6職種とは「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」をいいます。
- \*2 個人賠償責任については、家族型でのお引受けとなります。また、ABタイプの個人賠償責任については、AAタイプの個人賠償責任が適用されます。
- \*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
- \*4 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして※2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。※「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。
- \*5 自転車限定プラン(AAプラン)の傷害補償は、自転車による傷害事故の補償に限定されます。
- \*6 自転車充実プラン(ABプラン)は、子ども傷害補償制度と自転車傷害補償制度のセットプランとなります。
- \*7 トラブル対策費用補償及び弁護士費用等補償(人格権侵害等)特約については、本人型でのお引受けとなります。また、保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。
- \*8 登下校中、学校の授業・休憩時間中・学校行事中、部活動中等、学校管理下で損害を受けた場合に限定されます。
- ※ 上記掛金には保険料のほか、制度運営費(通信費・払込手数料など)が一律300円含まれております。
- ※ ○は特約が付帯されております。

# 補償ラインナップ(基本補償)

様々な危険からお子様をお守りします。

例えば… ・自転車で走行中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。

<p>該当タイプ</p> <p>↑↑↑↑↑</p> <p>AA・AB</p>	<p>個人賠償責任補償 (家族型)</p>	<p>日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。                  ※個人賠償責任(家族型)については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、<b>示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</b>                  ※B、C、S、SS、SSSタイプは携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。                  ※AA・ABタイプは携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。                  また、情報機器等に記録された情報や、アルバム、インターネットの職務遂行に起因する損害については対象になりません。</p>
<p>↑↑↑↑↑</p> <p>AB</p> <p>↑↑↑↑↑</p> <p>SCB</p>	<p>傷害補償(こども)</p>	<p>例えば… ・通学中に交通事故にあり、骨折、入院した。 ・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。</p> <p>日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。                  ※保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。</p> <p><b>死亡・後遺障害</b> ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。</p> <p><b>入院・手術</b> ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。                  *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。                  *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p><b>通院</b> ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。                  ※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。</p> <p><b>熱中症危険補償特約</b> 熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合に、保険金をお支払いします。</p> <p><b>細菌性食中毒等補償特約</b> 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により、身体に障害を被った場合に、保険金をお支払いします。</p> <p><b>特定感染症危険補償特約</b> 特定感染症*1を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。ただし、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払いの対象となりません。                  *1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。</p> <p><b>天災危険補償特約</b> 地震もしくは噴火またはこれらによる津波等が原因でケガをされた場合、死亡・後遺障害保険金、入院・手術保険金、通院保険金をお支払いします。</p>
<p>↑↑↑↑↑</p> <p>SSSS</p>	<p>総合補償プラン</p>	<p><b>携行品</b>  <b>学校管理下動産補償(携行品)</b>                  学校の授業・登下校中などにお子様が行っている身の回り品に破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(損害額は時価額を限度とします。)を保険金としてお支払いします。                  ※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は、補償の対象となりません。</p>
<p>↑↑↑↑↑</p>	<p>教育費支援</p>	<p>扶養者に万が一のことがあった場合に備えます。※あらかじめ扶養者を指定していただけます。</p> <p><b>教育継続支援特約</b> 扶養者が5疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)により入院・在宅療養状態となり、その状態が一定期間継続した場合に毎月定額の保険金をお支払いします。</p> <p><b>育英費用</b> 扶養者がケガで死亡されたり重度後遺障害が生じたことにお子様を扶養されなくなったときに、保険金(一時金)をお支払いします。</p>
<p>↑↑↑↑↑</p>	<p>病気補償</p>	<p>病気にに対する補償もご用意しています。</p> <p><b>入院・手術医療保険金</b>                  病気で2日以上入院*1したときや手術*2をしたとき、また放射線治療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。                  *1 1回の入院について60日を限度とします。                  *2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。                  *3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。                  *4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p> <p><b>入院療養一時金</b>                  病気で60日以上入院が必要であると診断されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。</p>
<p>↑↑↑↑↑</p>	<p>特約</p>	<p><b>被害事故補償</b>                  お子様が行った犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。</p> <p><b>死亡見舞金(葬祭費用)</b>                  補償期間中に発生した以下葬祭費用を保険金としてお支払いします。                  ※保険期間中に事故によるケガを被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合                  ※保険期間中に疾病を発病*1し、その直接の結果として保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合                  *1 補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象になりません。</p> <p><b>トラブル対策費用</b>                  国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*1・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、防犯対策や転校、カウンセリング*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。                  *1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。                  *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。                  *4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。                  ① 本特約は、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)とあわせてご加入いただく必要があります。</p> <p><b>弁護士費用等(人格権侵害等)</b>                  国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。                  *1 痴漢罪等を証明するための弁護士費用等は対象外となります。                  *2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。                  *3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。</p>
<p>↑↑↑↑↑</p> <p>AA・AB</p>	<p>自転車限定プラン</p>	<p><b>自転車限定プラン</b> 例えば… ・自転車で転んだときのケガ。 ・走行中に走ってきた自転車にぶつけられたときのケガ。</p> <p>日本国内において、急激かつ偶然な外来の自転車事故*1によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。                  *1 急激かつ偶然な外来の自転車事故の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。</p> <p><b>死亡・後遺障害</b> ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。</p> <p><b>入院</b> ケガで入院*1をしたときに、保険金をお支払いします。                  *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。</p> <p><b>通院</b> ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。                  ※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。</p>

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

# お子様専用プラン《加入方法》

3月31日

4月21日

## 加入対象者

一般財団法人 愛媛県教育振興会会員の方が加入者となり、そのお子様（生徒）が保険の対象となる方（被保険者）となります。 ※県立学校は全て加入しております。私立学校に在籍の方は、被保険者にはなりません。

## 重要

「重要事項説明書および補償の概要等」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。



- (1) インターネットでお申込みの場合 お申込み方法①のURLまたは二次元コードからアクセスし、Web上で閲覧
- (2) 払込取扱票でお申込みの場合

① 愛媛県教育振興会のホームページ (http://e-kyoushin.or.jp/保険事業.html)

② 右記の二次元コードからアクセス

③ 書面による提供をご希望の場合には、<お問い合わせ先>までご連絡ください。

●重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない（免責）事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込みを行う際には、必ず重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）をご確認し、同意のうえお申込みください。

●「補償の概要等」には、「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」の一覧が記載されております。

●「重要事項説明書および補償の概要等」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」は、印刷・保管されることをおすすめします。

この保険は、一般財団法人 愛媛県教育振興会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人 愛媛県教育振興会が有します。

※保護者の方に「加入者票」をお送りいたします。加入者票のお届けは6月中の予定です。

払込取扱票でお申込みされた場合、加入者票到着までは、振替払込請求書兼受領証が、本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。

※転校・退学等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。

# お子様専用プラン《お申し込み方法》

お申込み方法①、お申込み方法②のいずれかの方法を選択し、お申込みください。

## お申し込み方法① (インターネット)

好きな時間に簡単にお申し込み手続きができます。お申込みは4月30日までとなります。4月1日～4月30日の間に申込みをされる場合は、5月1日から補償開始となりますので、ご注意ください。

PCからの場合以下よりアクセスしてください。  
朝6:00～翌朝4:00がお手続き可能時間となります。  
(3月31日まで) http://ezoo.jp/ds2/A012552A00002504  
(4月1日以降) http://ezoo.jp/ds6/A012552A000025042409

3年間プランのみ  
ご利用いただけます。  
(B・C・S・SS・SSSタイプご加入のみ)

3月31日(月)までの  
お申込みはこちら



4月1日(火)～4月30日(水)の  
お申込みはこちら



## お手続き方法

- STEP1 二次元コードからアクセスし申込ページへ
- STEP2 ご加入者・被保険者情報の入力
- STEP3 タイプ選択
- STEP4 お客様情報・学校の入力
- STEP5 口座の登録

### 〈STEP1〉二次元コードからアクセスし申込ページへ

## ⚠️ お手続きの前にご確認ください

- 携帯電話会社のメールでは、初期設定でドメイン指定やPCメールの受信拒否、URL付メール拒否が設定されている可能性があり、受付完了メールが届かない場合がございます。お申込みの前に必ず設定のご確認をお願いします。【ドメイン:@tmnf.jp】
- メールアドレスフリーメール(Yahooメール、Gmail、Hotmailなど)や携帯電話会社のメールをご利用の場合、またはメールアドレスの入力間違いなどで、受付完了メールが届かない場合や迷惑メールフォルダに入ってしまう場合がありますのでご注意ください。
- 兄弟姉妹でご加入される場合はお子様1名ずつ加入手続きをお願いします。

### ① トップ画面

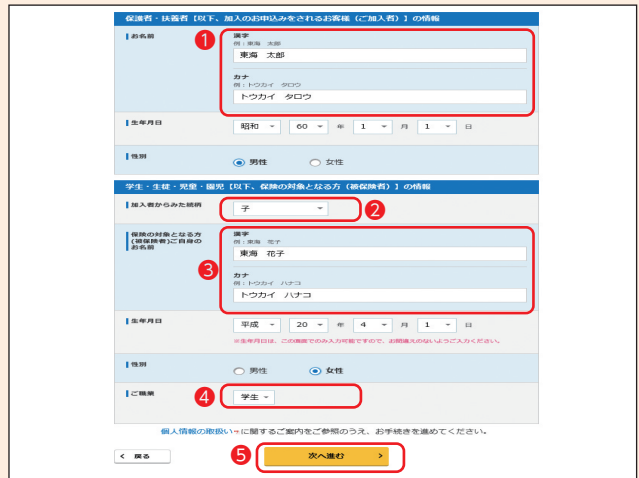
手続きサイトにアクセスし、「次に進む」をクリックしてください。



お手続きはこちらをクリック。

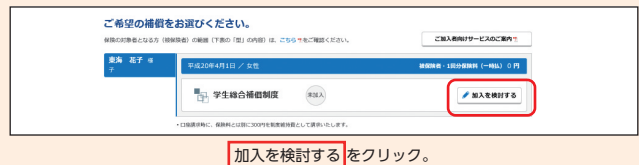
### 〈STEP2〉ご加入者・被保険者情報の入力

#### ② ご加入者・被保険者情報の入力



- ① 保護者・扶養者(加入者)情報を入力願います。
- ② 保護者・扶養者(加入者)から見た続柄をご選択願います。  
加入者が父母の場合→[子]をご選択願います。加入者が祖父母の場合→[同居の孫]をご選択願います。
- ③ 学生・生徒・児童(被保険者)情報を入力願います。
- ④ 学生・生徒・児童(被保険者)のご職業【学生】をご選択願います。
- ⑤ 「次へ進む」をクリック

#### ③ 補償の選択



加入を検討するをクリック。

#### ④ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力



- ① ご職業に【学生】が選択されていることをご確認ください。
- ② 「次へ進む」をクリック。

# お手続き方法

## (STEP3) タイプ選択

### ⑤ご加入されるタイプの選択

- ①ご加入されるタイプを選択し「**選択する**」をクリック。
- ②ご加入されるタイプが正しく選択されているかをご確認いただき「**確定する**」をクリック。  
【ご注意】口座からお引き落としいただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度運営費300円が付加されます。

補償を確定し次へ進むをクリック

## (STEP4) お客様情報・学校の入力

### ⑥加入のお申込みをされるお客様（ご加入者）情報の入力

ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。

### ⑦学校の選択

#### 所属検索

該当する所属を選択して「**確定する**」ボタンをおしてください。

学校名を入力して検索すると、以下の一覧から該当の所属を選択することができます。  
学校名を入力して検索すると、以下の一覧から該当の所属を選択することができます。  
学校名を入力して検索すると、以下の一覧から該当の所属を選択することができます。

キーワード入力

川之江高等学校  
川之江高等学校 定時制  
三島高等学校

検索する

- ①お子様の学校を所属検索画面から選択いただけます。検索ボタンをクリックし所属検索画面を表示します。
- ②表示された学校一覧からお子様の学校を選択し「**確定する**」をクリック。  
キーワード入力を利用して学校名の検索も可能です。 ※カナ検索は全角カタカナのみ

### ⑧保険の対象となる方（被保険者）情報の入力

他の保険契約、学校区分、住所区分を選択願います。

### ⑨被保険者の扶養者の入力

- 被保険者（お子様）から見た扶養者をご選択願います。
- ・お子様の扶養者が父母の場合 → 【父母】をご選択願います。
  - ・お子様の扶養者が祖父母の場合 → 【祖父母】をご選択願います。
  - ・お子様の扶養者がその他の場合 → 【その他ご親族】をご選択願います。
- 扶養者の名前、住所をご確認のうえ、「**次へ進む**」をクリック。

### ⑩ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ「**内容を確定する**」をクリック。そして「**重要事項説明書を表示**」をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、「**加入する**」をクリック。

## (STEP5) 口座の登録

### ⑪口座を登録する

- ①お手続きが完了すると、「受付完了メール」が自動で送信されます。口座振替の登録手続き画面に進み、「**次へ進む**」をクリック。

- ②ご利用になる金融機関をご選択願います。一部WEB対応していない金融機関がありますので、ご注意ください。（例：JAバンク・漁業協同組合）

- ③引落口座の情報を入力し、「**金融機関へ**」をクリック。金融機関サイトの登録を確定します。

- ④口座情報の登録をもってお手続きは完了です。

## ⚠️ 口座登録の際にご注意いただきたいポイント

- 本人確認のため、各金融機関のサイト内でお客様番号・パスワード・暗証番号・生年月日・通帳最終記載残高等の情報が必要な場合があります。
- 口座登録状況の反映までに約2営業日かかります。そのため口座が登録できていても加入内容確認画面に「口座が未登録」と表示される場合がございます。
- 金融機関によっては利用時間に制限がある場合がございます。
- 金融機関のWEBサイト内に関するご質問は、金融機関までお問い合わせください。
- 収納代行サービス会社は三菱UFJニコスとなります。

【3月31日(月)までにお申込みの場合】  
保険料および制度運営費300円は、ご指定の引落口座より6月27日(金)に引き落としさせていただきます。  
万一、6月27日(金)に引落不能の場合は、7月28日(月)に、再度引き落としさせていただきます。

【4月1日(火)～4月30日(水)にお申込みの場合】  
保険料および制度運営費300円は、ご指定の引落口座より7月28日(月)に引き落としさせていただきます。  
万一、7月28日(月)に引落不能の場合は、8月27日(水)に、再度引き落としさせていただきます。

※2回目も引落不能となり、保険会社が通知する期日までににお支払いいただけない場合は、補償開始日に遡り、補償が無効となりますので、ご注意ください。  
※引落口座の通帳には、「NSキョウイクシンコウ」または「NICOS」「ニコス」と表示されます。

加入者票は6月中に順次ご契約住所にお送りいたします。  
加入者票が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

## お申込み方法② (払込取扱票)

## ゆうちょ銀行または郵便局でのお申込み手続きとなります。4月1日以降にお申込みをされた場合も、お申込み日翌日から補償開始となります。

- 1 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
- 2 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。  
記入例に従いご記入ください。「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。
- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。  
振込手続きをもってお申込みは完了します。
- 4 6月中に、加入者票が到着する。  
加入者票が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者票到着までは受領証を保管してください。  
※送付先は加入者住所です。



※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

3月31日(月)までにお申込みをされた場合は、お申込み方法①(インターネット)・お申込み方法②(払込取扱票)のどちらも4月1日(火)から補償開始となります。

# 保護者専用プラン

こちらのプランは保護者様専用プランとなります。  
お子様の補償につきましては、前に記載のお子様専用プランより、ご加入ください。

お子様が  
在学中の

# 保護者の為の補償

※お子様の保険ではありません

**15%割引**

## スマホ・PCでらくらく手続き

団体だから  
お得に入れるのか。  
とりあえず見てみよう。



### スマホ

**保険期間** 2025年 **4月1日** 午前0時から  
2026年 **4月1日** 午後4時まで  
自動継続あり

**申込締切** 2025年 **3月31日**



※お子様用の申込み  
QRコードではありません。

お申込みいただける方：一般財団法人 愛媛県教育振興会会員の方（県立学校は全て加入していただいております。）  
※一回のお手続きで、原則高校ご卒業まで自動更新となります。お子様が高校を卒業された場合や、転校等により会員でなくなった場合は必ずお申し出ください。

### PC

**URL** <http://ezoo.jp/ds2/A012550A00002504>



※保険料とは別に制度運営費300円が発生します。(1契約者ごと)  
※継続して2か月引落不能となり、保険会社が通知する期日までにお支払いいただけない場合は、補償開始日に遡り、補償が無効となりますので、ご注意ください。  
※申込内容や口座引き落としに関して、Eメール、電話等でご連絡させていただきます。

### 注意事項

必ずご確認ください。

**医療** **がん** [本人・配偶者型をご希望の方]  
配偶者の年齢が「被保険者本人の年齢 + 5歳以下」であることが条件となります。

**医療** [本人・配偶者・子供型をご希望の方]  
配偶者の年齢が「被保険者本人の年齢 + 5歳以下」かつ子供の年齢が「23歳未満」であることが条件となります。

#### 契約可の例



#### 契約不可の例



## 必要な補償を下記の①～⑦からお選びいただけます

### 収入減少、働けなくなったときの補償

詳細補償内容は  
お問い合わせください。

#### ① 所得補償

短期の収入減少リスクに備えて

本人型 (保険料)  
年額 (一時払) **9,300円**  
35歳男性基本級別1級の場合

基本保険金額:10万円/月  
てん補期間:1年  
免責:4日



#### ② 団体長期障害補償

長年に働けなくなるリスクに備えて

本人型 (保険料)  
年額 (一時払) **10,780円**  
35歳男性の場合

支払基礎所得額月額:10万円  
てん補期間:満60歳の誕生日日まで  
免責:365日  
認知症・メンタル疾患補償あり:てん補期間:2年

#### ③ 医療補償



本人型 (保険料)  
年額 (一時払) **16,150円**  
35歳男性の場合

保険金額	疾病入院保険金日額	5,000円
	三大疾病・重度傷害一時金額	100万円
	重大手術の支払倍率変更に関する特約	あり

#### ④ がん補償

本人型 (保険料)  
年額 (一時払) **7,930円**  
35歳男性の場合

保険金額	がん診断保険金額	100万円
	がん入院保険金日額	10,000円
	がん先進医療保険金額	500万円



#### ⑤ ケガの補償

本人型 (保険料)  
年額 (一時払) **18,560円**  
職種級別Aの場合

保険金額	死亡・後遺障害保険金額	350万円
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	2,500円



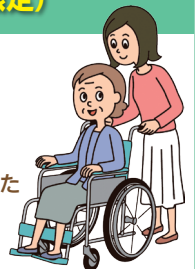
#### ⑥ 介護補償 (40歳以上の方限定)

※公的介護保険制度にて要介護2以上

一時金300万円タイプの場合  
(100万円、200万円タイプもあります。)

本人型 (保険料)  
年額 (一時払) **3,620円**  
55歳男性の場合

要介護  
状態になった



#### ⑦ 賠償責任に関する補償 個人賠償責任

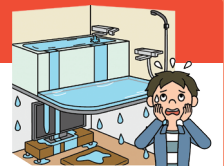
家族型 (保険料)  
年額 (一時払) **2,130円**

国内外 **1億円限度**

お子様専用プランにご加入の方はこちらの補償は不要です。

日常生活で生じた賠償責任を補償

例:自宅マンションを漏水させてしまい、  
下の階の住人の家財に損害を与えた。



# お子様専用プラン 《保険の対象となる方(被保険者)》

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

AB・B・C・S・SS・SSS タイプ	子ども傷害補償、携行品*4 弁護士費用等補償(人格権侵害等)*2 トラブル対策費用補償*2	個人賠償責任*3
	〈本人型〉	〈家族型〉
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

- ※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
 ※個人賠償責任において、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。）  
 また、ご本人\*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（責任無能力者に関する事故に限ります。）  
 \*1 一般財団法人 愛媛県教育振興会加入の学校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）で、加入依頼書等に「被保険者」として記載された方をいいます。  
 \*2 弁護士費用等補償（人格権侵害等）・トラブル対策費用補償特約については、SS・SSSタイプが対象となります。  
 \*3 ABタイプの個人賠償責任については、下表 自転車プランの個人賠償責任が適用となります。  
 \*4 携行品については、B・C・S・SS・SSSタイプが対象となります。  
 育英費用、教育継続支援については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「加入者の扶養者」欄に記入してください。  
 原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

AA・ABタイプ（自転車プラン）	傷害補償（自転車限定）	個人賠償責任
	〈本人型〉	〈家族型〉
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

- ※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
 ※個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）  
 \*1 一般財団法人 愛媛県教育振興会加入の学校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）で、加入依頼書等に「被保険者」として記載された方をいいます。

## 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）  
 ①婚姻意思\*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）
- 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## ご注意

校門外やダイレクトメール等で案内される類似の補償制度とは、一切関係ありません。ご加入の際はお間違えのなきようご注意ください。補償の概要等および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」・「意向確認事項」）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されておりますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いしない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。  
 なお、この補償制度に関するお問い合わせは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

## ●お問い合わせ先

事故の受付・制度の内容確認・変更の手続き・契約に関するご相談 他

お問い合わせ先

TEL 089-941-2740

受付時間  
土日・祝日  
年末年始を除く  
9:00~17:00

<取扱代理店>

一般財団法人 愛媛県教育振興会

〒790-0801 松山市歩行町1丁目7-4

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求 他

事故受付専用

0120-720-110

<事故対応窓口>

東京海上日動火災保険株式会社

事故受付センター（東京海上日動安心110番）（24時間・365日対応）

## <引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社 担当支社:愛媛支店松山支社

〒790-8561 松山市本町2丁目1-7 TEL:089-915-0066(受付時間 平日9:00~17:00)

2025年1月作成 24TX-004985